

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について	・・・ 3
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について	・・・ 1 3

平成30年8月7日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	ブルーバス株式会社 (法人番号: 3050001025732) 代表者 根本和幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県稲敷市阿波1262-1 (本社営業所) 茨城県稲敷市阿波1262-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月31日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(3) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(4) 運転基準図の作成義務違反(運輸規則第27条第1項)、(5) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ケイユー観光 (法人番号: 7050001032510) 代表者 渡邊勇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県結城市上山川2453 (本社営業所) 茨城県結城市上山川2578-15
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 400日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成29年9月29日及び平成29年10月10日、定期的な監査を実施。13件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(4) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5) 運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(6) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(7) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(8) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(10) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(11) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(12) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(13) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 40点 当該事業者の累積点数 40点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	奥久慈交通株式会社 (法人番号: 6050001026728) 代表者 阿久津健一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常陸大宮市栄町1219-1 (本社営業所) 茨城県常陸大宮市栄町1219-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 170日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月9日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(4) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 事故の未届出(運送法第29条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 17点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	橙雅交通株式会社 (法人番号：7050001008394) 代表者 宇津伸郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県笠間市平町1108-4 (本社営業所) 茨城県笠間市平町1108-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 240日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成29年12月19日及び平成29年12月26日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 24点 当該事業者の累積点数 24点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社さつき観光バス (法人番号：2030002020999) 代表者 高橋勝司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野1-25-9 (本社営業所) 埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野1-25-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月31日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2) 初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	常南交通株式会社 (法人番号：8050001018046) 代表者 笹目博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県つくば市榎戸433-2 (本社営業所) 茨城県つくば市榎戸433-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グローバルジャパン (法人番号: 8030001058564) 代表者 川村照夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川越市大字吉田1047 (本社営業所) 埼玉県入間郡毛呂山町大字市場字上西ヶ谷1038-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月22日及び平成30年3月1日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(5) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	西山俊夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都小平市上水本町2-5-6 (稲城営業所) 東京都稲城市押立760
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年4月25日及び平成30年4月27日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社夢湖観光バス (法人番号: 4030002038445) 代表者 浮舟崇弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県久喜市大字所久喜748-1 (東京営業所) 東京都足立区大谷田4-10-9
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月15日及び平成30年5月22日、労働局からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アイピーエス (法人番号: 2010401090141) 代表者 奥谷恭一
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区東新橋1-10-1-2401 (神奈川営業所) 神奈川県川崎市川崎区東扇島90
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年6月12日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年8月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽田空港交通株式会社 (法人番号：9010801024163) 代表者 溝口晴美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区東糀谷3-15-5 (羽田営業所) 神奈川県川崎市川崎区東扇島90
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月30日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 20点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈平成30年7月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
平成30年7月2日	開進交通株式会社(法人番号4011401001292) 代表者 広村 仁載	東京都板橋区坂下3-25-1	本社営業所	東京都板橋区坂下3-25-1	文書警告	道路運送法(以下、運送法)第27条第3項	平成30年7月2日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	4	0
平成30年7月2日	株式会社京浜キャブシステム(法人番号1010901003719) 代表者 岩浦 哲彦	東京都世田谷区尾山台1-18-10	本社営業所	東京都世田谷区尾山台1-18-10	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月2日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月2日	株式会社日幸(法人番号4011801003748) 代表者 田中 英司	東京都葛飾区堀切3丁目23番地19号	本社営業所	東京都葛飾区堀切3丁目23番地15号	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月2日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月2日	京急交通株式会社(法人番号6021001009048) 代表者 木村 健	神奈川県鎌倉市小袋谷1丁目173番地3	品川営業所	東京都品川区東大井1-21-13	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月2日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月2日	三和交通株式会社(法人番号1011501009453) 代表者 太田 祥平	東京都荒川区南千住3-12-6	本社営業所	東京都荒川区南千住3-12-6	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月2日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月3日	株式会社JTX(法人番号9040001046344) 代表者 叶 建宇	千葉県印西市中央北一丁目3番地3 CNビル208	本社営業所	千葉県印西市中央北一丁目3番地3 CNビル208	輸送施設の使用停止(30日車)	運送法第20条、運送法第27条第3項	平成29年11月16日及び平成29年12月5日、新規許可を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(3)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(4)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	3	3

平成30年7月3日	城南タクシー株式会社 (法人番号 5050001032537) 代表者 宮田 利江	茨城県結城市結城6524番地1号	本社営業所	茨城県結城市結城6524番地1号	輸送施設の使用停止(50日車)	運送法第9条の3第1項、 運送法第27条第3項	平成30年1月11日及び平成30年1月30日、法令違反の疑いがある旨の報告を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(道路運送法第9条の3第1項)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)(4)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	5	5
平成30年7月3日	吉田 一人	東京都北区	個人	東京都北区	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年4月20日、法令違反の疑いがある旨の調査結果を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0
平成30年7月3日	荏原交通株式会社(法人番号6010901038875) 代表者 磯 珠代	東京都世田谷区玉堤一丁目7番20号	玉川営業所	東京都世田谷区玉堤1-7-20	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月3日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月3日	株式会社グリーンキャブ (法人番号 2011101023399) 代表者 高野 公秀	東京都新宿区戸山3-15-1	江戸川営業所	東京都江戸川区平井6-2-28	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月3日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月3日	株式会社グリーンキャブ 代表者 高野 公秀	東京都新宿区戸山3-15-1	世田谷営業所	東京都世田谷区砧1-1-11	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月3日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月3日	丸井自動車株式会社 代表者 今井 洋	東京都足立区千住関屋町8-6	本社営業所	東京都足立区千住関屋町8-6	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月3日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月4日	マルコータクシー株式会社 代表者 関口 孝夫	東京都足立区鹿浜4-6-15	本社営業所	東京都足立区鹿浜4-19-12	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月4日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

平成30年7月4日	開成交通株式会社 代表者 中村 博彦	東京都三鷹市上連雀3-10-27	本社営業所	東京都三鷹市上連雀3-10-27	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月4日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月4日	宮園自動車株式会社 代表者 川村 泰利	東京都中野区中野1-50-5	杉並営業所	東京都杉並区井草4-17-1	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月4日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月5日	国際自動車株式会社 代表者 楠原 亘	東京都三鷹市新川6-33-6	三鷹営業所	東京都三鷹市新川6-33-6	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月5日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月5日	国際自動車株式会社 代表者 長谷川 裕紀	東京都台東区橋場2丁目20番13号	台東営業所	東京都台東区橋場2丁目20番13号	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月5日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月5日	国際自動車株式会社 代表者 楠原 亘	東京都大田区平和島5-8-3	羽田営業所	東京都大田区平和島5-8-3 1階	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月5日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月5日	国際自動車株式会社 代表者 長谷川 裕紀	東京都板橋区坂下一丁目22番10号	板橋営業所	東京都板橋区坂下一丁目22番10号	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月5日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月5日	国際自動車株式会社 代表者 長谷川 裕紀	東京都江東区東雲二丁目6番1号	東雲営業所	東京都江東区東雲二丁目6番1号 2階	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月5日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月5日	省東自動車株式会社 代表者 佐藤 伸好	東京都板橋区前野町6-11-1	本社営業所	東京都板橋区前野町6-11-1	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月5日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

平成30年7月5日	政和自動車株式会社 代表者 樽澤 功	東京都足立区千住宮元町7-2	本社営業所	東京都足立区千住宮元町7-2	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月5日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月6日	太陽自動車株式会社 代表者 井上 佳明	東京都葛飾区四つ木5-5-18	本社営業所	東京都葛飾区四つ木5-5-18	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月6日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月6日	泰進交通株式会社 代表者 高沢 泰博	東京都墨田区堤通1-9-15	本社営業所	東京都墨田区堤通1-9-15	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月6日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月9日	大輝交通株式会社 代表者 坂巻 通	東京都目黒区八雲2-17-15	本社営業所	東京都目黒区八雲2-17-15	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月9日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月9日	東洋交通株式会社 代表者 川鍋 一朗	東京都北区浮間5-4-51	本社営業所	東京都北区浮間5-4-51	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月9日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月9日	日の丸交通株式会社 代表者 富田 和孝	東京都文京区後楽1-1-8	世田谷営業所	東京都世田谷区南鳥山1-1-18	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月9日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月9日	日興タクシー株式会社 代表者 山本 真弓	東京都板橋区加賀2丁目18番15号	本社営業所	東京都板橋区加賀2丁目18番15号	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月9日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月9日	日月東交通株式会社 代表者 末廣 元成	東京都江戸川区東小岩3-21-3	本社営業所	東京都江戸川区東小岩3-21-3	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月9日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

平成30年7月9日	不二タクシー株式会社 代表者 遠藤 郁夫	東京都江東区亀戸2-17-10	本社営業所	東京都江東区 亀戸2-17-10	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月9日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	3	0
平成30年7月10日	東京ひかり交通株式会社 代表者 山岡 章	東京都大田区蒲田1-8-4	本社営業所	東京都大田区 蒲田一丁目8-4	文書警告	運送法第27条第3項	平成30年7月10日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
平成30年7月10日	有限会社サツキハウス 代表者 柳沢 昇	埼玉県坂戸市薬師町2番地17	本社営業所	埼玉県坂戸市 薬師町2-17	輸送施設の使用停止(390日車)	運送法第20条、運送法第27条第3項、運送法第95条	平成29年11月30日及び平成29年12月1日、長期未監査であることを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)、(7)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)	39	39
平成30年7月31日	栗橋タクシー有限会社 代表者 斉藤 荘一	埼玉県久喜市栗橋中央1丁目2番地6号	本社営業所	埼玉県久喜市 栗橋中央1丁目2番地6号	輸送施設の使用停止(31日車)	運送法第27条第3項	平成30年3月2日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)事故惹起運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)	6	4
平成30年7月31日	日本交通株式会社 代表者 川鍋 一郎	東京都北区浮間5-4-51 3階102号	池袋第一営業所	東京都豊島区 東池袋3-1-1 サンシャイン60 B2	文書警告	運送法第27条第3項、道路運送車両法第52条	平成30年4月20日、法令で規定された報告書に関して法令違反の疑いがあったことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)整備管理者選任(解任)の未届出(道路運送車両法第52条)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)